

公設浄化槽設置 同 意 書

年 月 日

仙 台 市 長

設置申請者(※)

{ 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

土地所有者(※)

(設置申請者が土地所有者でない場合)

{ 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

(※) 申請者等氏名は、署名に代えて記名押印とすることができる
法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名とする

仙台市浄化槽事業条例に基づく設置の申請にあたり、下記の事項について同意します。

- 1 公設浄化槽の浄化槽本体の埋設工事及び所定の電気設備は市が施工し、排水設備(※)は申請者において、遅滞なく、工事を完了します。
 - 2 公設浄化槽の設置に係る土地を無償で市の使用に供するものとし、土地の使用期間は当該公設浄化槽が不要となるまでとします。また、当該土地に係る公租公課はこれまでどおり土地所有者等の負担とします。
 - 3 排水設備(※)の維持補修は、申請者が行います。
また、公設浄化槽本体及び所定の電気設備の維持管理は市が行い、その維持管理並びに設置又は補修工事のため、市の職員又は市から委任を受けた者が当該土地に立ち入ることを承諾するとともに、公設浄化槽の維持管理並びに補修工事のため、申請者の水道を使用することについて承諾します。ただし、大量の水を使用する場合は協議によるものとします。
 - 4 公設浄化槽の浄化槽本体、送風機又はこれに付属する電気設備等を移動し、又は撤去する場合は、事前に市と協議します。
自己の都合により公設浄化槽の浄化槽本体、送風機又はこれに付属する電気設備等を移動し、又は撤去する場合は、自己の負担により行います。
 - 5 放流先又は放流先までの経路に権原を有する者がいる場合は、その利用関係につき申請者において適切な調整を行い、公設浄化槽の設置及び維持管理に問題が無いように対応します。
 - 6 公設浄化槽が設置された住宅等、土地、排水設備(※)の権利を移転するときは、使用条件のすべてを譲受人に継承するものとします。また、公設浄化槽が設置された住宅等の規模又は用途を変更しようとする場合は、あらかじめ、その旨を市長に届け出るものとします。
 - 7 公設浄化槽の浄化槽本体、送風機又はこれに付属する電気設備等を損傷し、若しくは滅失し、又はその機能に障害を与えた場合、その損害を自己の負担により賠償します。
- ※ 排水設備とは、家屋からの汚水を公設浄化槽に流入させ、又は公設浄化槽で処理した汚水を放流するための管きょやマス等の設備で申請者が設置及び管理するものをいいます。